

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和2年9月11日

世田谷区

1. 業務の概要

- (1) 件名：世田谷区立成城みつ池緑地拡張予定地暫定整備計画及び実施設計業務委託
- (2) 業務内容：本業務は、隣接する成城みつ池北緑地及び民地との連続性を踏まえ、対象地の基盤を整え、斜面緑地として暫定整備を行うものである。斜面緑地の基盤を整備するため、令和2年度に現況調査及び暫定整備計画を検討し、それを踏まえて令和3年度に実施設計を作成する。
- (3) 委託箇所：世田谷区成城四丁目2番30号ほか（住居表示）
対象面積：約390㎡
- (4) 履行期間：令和2年11月上旬から令和4年3月下旬まで（予定）
（委託契約は年度ごとに行い、令和2年度の履行内容が良好と認められること、予算案が議決され、予算が配当されること等を条件として、令和3年度の契約を行う。令和2年度の履行期限は、令和3年3月下旬までとする。）

2. 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。本プロポーザルに参加できる者は、以下の項目に該当する単体企業とする

- (1) 本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）による措置を現に受けていないこと。
 - ②世田谷区から指名停止及び入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
 - ③都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
 - ④会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
 - ⑤応募者又はその役員が、世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月10日条例第55号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (2) 参加における制限
 - ①応募者からの応募は1点のみとする。
 - ②応募者が業務を再委託する協力事務所は、他の応募者の単体企業となることはできない。
 - ③応募者が業務を再委託する協力事務所が、他の応募者の協力事務所となることは

妨げない。

- ④上記①～②の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。

(3) 業務実績

- ・応募に必要な資格や業務実績について

過去に国または地方公共団体等が発注する以下の類似業務①～③の全てに携わった実績を有すること。同一業務もしくは個別の業務として行っているかについては問わないものとする。

①斜面緑地等の基盤整備に関する業務実績

拡張予定地と同程度(4m以上)の高低差のある斜面緑地等において、土留めや擁壁等の実施設計業務について元請けとしての実績を有すること。

②自然環境一般に関する業務実績

公園緑地等において、植生復元や緑地の創出等の調査、設計業務について元請けとして実績を有すること。

③公園緑地の実施設計に関する業務実績

公園緑地において、実施設計業務について元請けとしての実績を有すること。

※元請けの実績とは、再委託先の協力事務所が元請けとして実施した実績も含むものとする。

(4) 資格要件

配置する主任技術者又は担当技術者は、適切な経験や資格、能力を有する者とし、①斜面緑地等の基盤整備に関する技術者②自然環境や緑地創出に関する技術者③公園緑地の実施設計に関する技術者を配置すること。

なお、主任技術者又は担当技術者においては、技術士(建設部門 都市及び地方計画・土質及び基礎・建設環境)、(環境部門 自然環境保全)(森林部門 森林土木・森林環境)、または登録ランドスケープアーキテクト(RLA)のうち、いずれか一つを保有する者を一名以上配置するものとする。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、参加表明時には提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。1次審査において、2次審査提案書の提出予定者を上位3者程度決定し、招請通知を行う。

4. 提案書を特定するための評価基準

世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱により審査委員会を設置し、下記の項目等について審査を行う。

(1) 1次審査

提案書をもとに、書類審査を実施する。

①事業者の概要書

企業の業務実績、予定技術者の経験、能力、実績等を踏まえた業務の取り組み体制を評価する。

②業務実施方針

目的、本計画の背景、現況と課題をふまえ、条件、内容、進め方、配慮すべき事項について、着眼点や理解度の高さについて評価する。

③暫定整備に向けた留意事項と現況把握

暫定整備とする緑地の整備計画を検討するうえで特に留意すべき事項、現況把握の内容と方法、着眼点や的確性について評価する。

なお、1次審査の点数は、2次審査に持ち越すものとする。

(2) 2次審査

1次審査での提案を踏まえた、ヒアリングを実施する。

①工程計画

調査や分析、調整等の業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性について評価する。

②ヒアリング内容

技術力、取り組み意欲、コミュニケーション能力等を評価する。

③見積の妥当性

見積金額の妥当性と作業量及び業務内容の配分が適切かについて評価する。

5. 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区 みどり33推進担当部公園緑地課建設担当

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-24-1 (城山分庁舎1階)

電話 03(5432)2478

E-mail SEA02075@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) スケジュール (予定)

○手続き開始の公告 令和2年 9月11日(金)

○説明書の交付及び参考資料貸与申込書の受付期間

令和2年 9月11日(金)～ 9月25日(金)

○質問書受付期間 令和2年 9月18日(金)～ 9月25日(金)

○質問回答書送付及び区ホームページ掲載日

令和2年 9月30日(水)

○参加表明書及び1次審査書類の提出期限

令和2年 9月30日(水)～10月7日(水)

○1次審査 (審査会審査) 令和2年10月15日(木)

○2次審査招請通知 令和2年10月19日(月)

○2次審査提案書の提出期間 令和2年10月23日(金)～10月27日(火)

○ヒアリング審査 (審査会審査) 令和2年10月30日(金)

○審査結果の通知 令和2年11月上旬

○契約予定時期 令和2年11月上旬

(3) 説明書の交付

①期間

令和2年9月11日(金)から9月25日(金)まで
(窓口での交付は土日祝日を除く9時から17時まで)

②場所

世田谷区みどり33推進担当部公園緑地課(城山分庁舎1階) 窓口及び世田谷区ホームページ

HP

世田谷区トップページ→[くらしのガイド](#)→[楽しむ・学ぶ](#)→[公園・緑道案内](#)→[公園に関するお知らせ](#)→世田谷区立成城みつ池緑地拡張予定地暫定整備計画及び実施設計業務委託の事業者を募集します

③交付方法

上記窓口にて希望者に無償で交付する。また世田谷区ホームページに掲載する。

(4) 参考資料貸与申込書の受付

下記の参考資料を必要とする場合は【様式14】「参考資料貸与申込書」に必要な事項を記入し、電子メールに添付し提出すること。詳細については【様式14】「参考資料貸与申込書」の注意事項を確認すること。

①受付期間 令和2年9月11日(金)9時から9月25日(金)17時まで(厳守)

②提出先：世田谷区みどり33推進担当部公園緑地課(城山分庁舎1階)

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-24-1

電話 03(5432)2478

E-mail SEA02075@mb.city.setagaya.tokyo.jp

③提出方法：「参考資料貸与申込書」に必要な事項記載の上、押印し電子メールにてPDF形式で添付、提出すること。併せて、押印した原本を直接持参または郵便にて受付期間内に提出すること。

④貸与資料一覧

・【参考資料1】測量図面(DWG形式)

(5) 参加表明書及び提案書(1次審査書類)の提出期間、提出先及び方法

①提出期間

令和2年9月30日(水)9時から10月7日(水)17時まで(厳守)

②提出先

世田谷区みどり33推進担当部公園緑地課(城山分庁舎1階)

③提出方法及び部数

直接持参または郵送とします。郵送する場合は「特定記録郵便」又は「書留郵便」にて到着日時を指定し、受付期限までに送付物の到着を電話で確認してください(なお、郵送する場合は副本を返却するための、返信用封筒に必要な切手を貼付し同封すること)。なお、参加表明書作成に必要な資料については、ホームページ上に掲示する。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ・日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・契約保証金：免除
- ・契約書作成の要否：要
- ・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議し、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。第一候補者が辞退した場合は、次点の候補者と契約にむけた協議を行うこととなる。
- ・一次審査に関する招請通知、一次審査通過の通知を受け取ったものが参加を辞退する場合は、辞退届により事務局まで提出すること。なお、辞退した場合でもこれを理由として、区が発注する業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。
- ・予定配置技術者は原則として、変更できないものとする。病休、死亡、退職等の極めてやむ終えない理由により変更を余儀なくされた場合には同等以上の技術者を配置し、発注者の了解を得なければならない。
- ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との

随意契約により締結する予定の有無：有

世田谷区立成城みつ池緑地拡張予定地暫定整備計画及び実施設計業務委託（その2）

ただし、1.（4）記載の条件等による。

・再委託について

業務の全部又は主要な部分もしくは、契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委託してはならない。

（3）参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。

（4）記載内容の変更について

参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。

（5）提案者の失格について

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

（6）参加者の脱退について

本プロポーザルを止むを得ない事情により脱退する場合は、速やかに脱退届を提出し申し出ること。

（7）参加表明書及び提案書の取り扱い等について

・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。

・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（8）その他詳細は5.（3）の説明書による。

7. 担当部署

みどり33推進担当部公園緑地課建設担当

野々村・津田・小野（電話03-5432-2478）